

令和6年度事業報告

(R6.4.1～R7.3.31)

事業の推進に当たっては「暴力のない日本一住みよいふるさと岐阜県づくり」に寄与するため、県警察及び県弁護士会並びに各地域・職域の暴力排除組織等関係機関と緊密に連携し、次の12事業を積極的に推進した。

事業名	事業内容
1 広報啓発事業	(1) 第32回暴力追放県民大会の開催 令和6年11月6日、不二羽島文化センターにおいて、県内の暴排組織会員、高校生等約1,000名の参加を得て、暴力追放および暴力団加入阻止意識の一層の高揚と浸透を図ることを目的に開催 第1部 暴力追放功労者、同団体等の表彰等 第2部 スクールカウンセラー（元福岡県警少年育成指導官）による「犯罪・暴力団を生まない”入口暴排”は子どもの健全育成と非行防止～救えたはずの子ども達から託された願い～」と題した記念講演 第3部 岐阜県立羽島高等学校書道部による書道パフォーマンス (2) 暴力団排除のための広報啓発事業 ① 広報資料等の作成・配布 ○ 機関紙 ・ 暴追岐阜ネットワークNo.64 (R6.7) 2, 200部 ・ 暴追岐阜ネットワークNo.65 (R7.1) 1, 800部 ○ 暴追だより No.140からNo.142を延べ2, 400事業所等へ発信 ○ 撃退マニュアル令和6年度版 2, 000部 ○ カレンダー（不当要求対応10則イラスト入り）5, 700部 ○ ペーパーホルダー 2, 000部 ○ ボールペン 1, 500本 ○ ウエットティッシュ 3, 000個 ② 冊子の購入・配付 ○ 暴力団情勢と対策 1, 600部 ○ 不当要求防止責任者教本 1, 600部 ③ 暴力追放DVDの購入 2本 ④ 大相撲等のイベント開催時における広報活動 3回
2 地域・職域支援事業	(1) 地域・職域暴排組織に対する活動支援 ① 地域暴力排除組織7組織に対して、活動助成金の交付と指導等を行い自主暴力排除活動を支援 （交付対象：「岐阜地区」、「各務原市」、「山県市」、「養老・上石津地区」、「東濃西部地区」、「高山・白川地区」、「飛騨市」の各暴力排除協議会） ② 羽島市旧本庁舎・中庁舎解体事業暴力団等排除協議会の設立等を支援（7月9日設立） (2) 各種団体、事業所等の暴力排除活動に対する支援 ① 不当要求対応マニュアル等の資料を提供 ② 暴力追放DVDの貸出 5回 ③ 事業所や団体等が行う研修会等に講師を派遣し暴排講話を実施40回

事業名	事業内容																						
3 暴力相談事業	(1) 常設暴力相談事業の推進 令和6年中に938件の暴力相談を受理、その内容及び処理状況は別紙1「暴力相談受理状況（令和6年）」のとおり ※暴力相談受理件数の推移 <table><tr><td>年</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>件数</td><td>636</td><td>782</td><td>923</td><td>918</td><td>976</td><td>1,119</td><td>982</td><td>951</td><td>973</td><td>938</td></tr></table> (2) 弁護士による「暴力追放相談」利用の促進 毎週水曜日の午後2時から暴追センタービルにおいて、当センターが暴力追放相談委員として委嘱している弁護士による法律相談を実施 実施回数50回、弁護士延べ100名、相談18件	年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	件数	636	782	923	918	976	1,119	982	951	973	938
年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6													
件数	636	782	923	918	976	1,119	982	951	973	938													
4 少年対策事業	(1) 少年に対する暴力団の影響排除 「少年を暴力団から守るために」と題するチラシを作成し、少年に対する暴力団の影響を排除する広報を実施																						
5 暴力団離脱者社会復帰支援事業	(1) 暴力団離脱促者社会復帰事業の促進 岐阜県就労支援事業者機構と連携し、暴力団離脱者受入事業所の拡大(新規登録1事業所) (2) 受入事業所への支援拡充 暴力団離脱者雇用給付金を増額し、受入事業所への支援を拡充																						
6 公安委員会受託事業	(1) 公安委員会から委託を受けた不当要求防止責任者講習の実施 行政、金融、保険、建設、小売などの各事業所から選任された不当要求防止責任者に対し、県警察、弁護士、当センターの各講師が合計26回1,462名に講習を実施 (2) Web会議システムを利用した講習は、1回137名を対象に実施 (3) 機関紙などを利用し不当要求防止責任者講習についての広報を実施																						
7 不当要求情報管理機関援助事業	(1) 情報支援活動 不当要求情報管理機関である公益財団法人競馬保安協会、日本証券業協会、預金保険機構と常時被害防止についての情報交換等を実施																						
8 被害者保護救済事業	(1) 訴訟費用等貸付、見舞金の支給 該当事案無し (2) 暴力団組事務所使用差止請求 該当事案無し																						
9 少年指導員に対する研修	(1) 少年指導員に研修会における講話 警察本部少年課主催の少年指導員研修会において、少年指導員に対し講演を実施																						

事業名	事業内容
10 暴力団調査研究事業	(1) アンケート調査の実施 不当要求防止責任者講習の受講者を対象に不当要求の実態等に関するアンケートを実施。アンケート結果は、別紙2「責任者講習時におけるアンケート調査結果（令和6年度）」のとおり (2) 情報の収集・調査及び提供 新聞、雑誌等の刊行物、公知情報検索システム、暴力相談等により反社会的勢力に関する情報の収集と分析を行い、暴力団排除及び被害防止のための情報を提供
11 暴力団対策功労者等表彰事業	(1) 県表彰 第32回暴力追放岐阜県民大会において、暴力追放活動に功労等があった5団体、6個人に対し会長（知事）感謝状等を授与 (2) 中部管区表彰 中部管区警察局長等から、暴力追放活動に功労があった1団体、1個人が受賞 (3) 全国表彰 警察庁長官等から暴力追放活動に功労があった個人2名が受賞
12 日常生活の平穩確保等事業	(1) 暴迫センター管理規約に基づく集会の実施 暴迫センタービル（岐阜市小柳町）管理規約に基づく「第12回集会」を開催し、管理状況の報告について承認可決